

改正精神保健福祉法について

埼玉県精神保健福祉士協会
濱谷翼

今回の改正までの経緯

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 法案の概要

(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

(2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3)医療保護入院の見直し

- ①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（*）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。
*配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。
- ②精神科病院の管理者に、
 - ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
 - ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
 - ・退院促進のための体制整備を義務付ける。

(4)精神医療審査会に関する見直し

- ①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。
- ②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1.（4）①については平成28年4月1日）

3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書(概要)

(平成29年2月8日)

新たな医療計画等の策定に向けた精神保健医療のあり方及び精神保健福祉法の3年後見直し規定の検討事項について議論するとともに、措置入院後の医療等の継続的な支援のあり方や、精神保健指定医の指定のあり方等を検討し、今後の取組について取りまとめた。次期医療計画・障害福祉計画等の策定に向けて、次期診療報酬改定・障害報酬改定等の必要な財政的方策も含め、具体的な改正内容について検討を進め、その実現を図るべき。(通常国会に関係法律の改正案を提出)

1. 新たな地域精神保健医療体制のあり方について

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害福祉計画に基づき、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築することが適当。

(2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築

- 統合失調症、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精神疾患等に対応できるように、医療計画に基づき、精神医療圏ごとの医療関係者等による協議の場を通じて、圏域内の医療連携による支援体制を構築することが適当。

(3) 精神病床のさらなる機能分化

- 長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、平成32年度末(第5期障害福祉計画の最終年度)、平成37(2025)年の精神病床における入院需要(患者数)及び、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の目標を明確にした上で、計画的に基盤整備を推進することが適当。

2. 医療保護入院制度について

- 医療保護入院にあたり、医師が入院が必要となる理由を本人や家族等に文書等により丁寧に説明することが必要。
- 本人との関係が疎遠であること等を理由に、家族等から意思表示が行われないような場合について、市町村長同意を行えるよう検討することが適当。
- 家族等がどのような観点から同意することを求められているかを明確にし、同意を行う際に医療機関側からその旨を伝えることとすることが適当。
- 現在、退院支援委員会を開催する対象となっている患者であって、1年以上の入院となった者についても、一定の期間ごとに定期的に開催されるよう検討することが適当。
- 医療保護入院制度等の特性を踏まえ、医療機関以外の第三者による意思決定支援等の権利擁護を行うことを、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に位置づけることが適当。

3. 措置入院制度に係る医療等の充実について

(1) 措置入院に係る手続及び関係機関等の協力の推進

- 都道府県知事等の適切な判断の参考になるよう、判断に当たっての留意点や必要な手続を明確化することが適当。
- 措置入院時に精神医療審査会における入院の必要性の審査を行うことが考えられる。また、医療保護入院について検討しているように、措置入院についても患者に対して入院の理由を都道府県等が文書により説明することが適当。
- 措置入院の適切な運用を図るため、保健所設置自治体が主体となって、都道府県や市町村、警察、精神科医療関係者が地域で定期的に協議する場を設置することにより、相互理解を図っていくことが必要。

(2) 措置入院中の診療内容の充実

- 患者に対する適切な診断、治療や、措置解除後の患者に対する必要な医療等の支援が行われるよう、措置入院中の診療内容等についてのガイドラインを作成することが必要。

(3) 措置入院者の退院後の医療等の継続支援

- 医療は治療、健康維持増進を図るものであることを十分に踏まえ、措置入院者の退院後の医療等の充実を図ることが重要。
- 措置を行った都道府県等が、原則として措置入院中から、全ての措置入院者に「退院後支援計画」を作成することが適当。
- 退院後支援計画では、通院医療、精神保健福祉法に基づく相談指導、障害福祉サービス等の退院後の支援の内容や関係機関の役割、通院が中断した時点以降の対応等を定めることが適当。
- 計画の作成に当たっては、都道府県等が、関係者と支援内容等について検討する調整会議を開催することが適当。
- 措置入院先病院の病院管理者が、精神保健福祉士等を退院後生活環境相談員として選任する仕組みを設けることが適当。
- 病院管理者が、全ての措置入院者について「退院後支援ニーズアセスメント」を行い、退院後支援計画に関する意見を都道府県等に確実に伝達する仕組みを設けることが必要。
- 退院後は保健所設置自治体が退院後支援計画に沿って関係者の調整を行い、必要な支援を継続的に確保することが適当。
- 転出先の保健所設置自治体への必要な情報提供について、国において制度的に対応することが必要。

4. 精神保健指定医の指定のあり方について

- 研修内容について、現行の座学中心による受動的な研修から、グループワーク等の能動的な研修へと見直しを検討。
- 指定医としての業務を適切に行うことができるように、経験すべき症例要件の見直しを検討。
- 指定医としての実務の経験(指定医業務、精神医療審査会や精神科救急等への参画など)の更新要件への追加を検討。
- 指導医の役割及び一定の要件について、法令上の位置づけを明確化することが適当。
- ケースレポートの記載内容を実践的に確認する観点から、口頭試問を導入することを検討。
- 指定医の取消処分等を受けた医師の再指定を認める場合における再教育研修に関する制度を導入することを検討。

平成29年9月28日に衆議院解散
精神保健福祉法改正案が廃案

平成30年3月27日

「措置入院の運用に関するガイドライン」について、が発出

「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」報告書(概要) (令和4年6月9日)

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制を実現するため、市町村等における相談支援体制、第8次医療計画の策定に向けた基本的な考え方、精神科病院に入院する患者への訪問相談、医療保護入院、患者の意思に基づいた退院後支援、不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組、精神病床における人員配置の充実、虐待の防止に係る取組について検討し、今後の取組について取りまとめた。

関係法令等の改正や令和6年度からの次期医療計画・障害福祉計画・介護保険事業(支援)計画の策定に向けて、次期診療報酬改定・障害福祉サービス等報酬改定・介護報酬改定等の必要な財政的方策も含め、具体的な改正内容について検討を進め、その実現を可能な限り早期に図るべき。

基本的な考え方

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、病状の変化に応じ、保健、医療、障害福祉・介護、居住、就労等の多様なサービスを、身近な地域で切れ目なく受けられるようにすることが必要。

対応の方向性

精神保健に関する市町村等における相談支援体制

- 身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要。

第8次医療計画の策定に向けて

- 地域における多職種・多機関の有機的な連携体制の構築が重要。
- 各疾患等について、その特性を踏まえた医療提供体制の検討が必要。

精神科病院に入院する患者への訪問相談

- 人権擁護の観点から、市町村長同意による医療保護入院者を中心に、医療機関外の者との面会交流を確保することが必要。

医療保護入院

- 安心して信頼できる入院医療が実現されるよう、以下の視点を基本とすべき。
 - ・ 入院医療を必要最小限にするための予防的取組の充実
 - ・ 医療保護入院から任意入院への移行、退院促進に向けた制度・支援の充実
 - ・ より一層の権利擁護策の充実
- 家族等同意の意義、市町村の体制整備のあり方等を勘案しながら、適切な制度のあり方を検討していくことが必要。

患者の意思に基づいた退院後支援

- 退院後支援については、津久井やまゆり園事件の再発防止策を契機とした取組ではないことを明文で規定した上で、推進に向けた方策を整理していくことが求められている。

不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組

- 安心して信頼できる入院医療を実現するには、患者の権利擁護に関する取組がより一層推進されるよう、医療現場において、精神保健福祉法に基づく適正な運用が確保されることが必要。

精神病床における人員配置の充実

- より手厚い人員配置のもとで良質な精神科医療を提供できるよう、個々の病院の規模や機能に応じた適切な職員配置の実現が求められる。

虐待の防止に係る取組

- より良質な精神科医療を提供することができるよう、虐待を起こさないことを組織風土、組織のスタンダードとして醸成していくための不断の取組が重要。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が
成立、令和4年12月16日に公布

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

令和5年度施行分について

家族が虐待等の加害者である場合の対応

- 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除く。
- 市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる。
- 当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

入院患者への告知に関する見直し

- 以下の入院措置を行う患者への告知について、患者本人だけでなくその家族にも告知する。
 - ・ 措置入院（緊急措置入院）：措置診察のための通知を行った家族等に対し告知
 - ・ 医療保護入院：同意を行った家族等に対し告知
- 従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて、「入院措置を採る理由」も告知することとなる。

新規申請に向けた指定医研修会の有効期間

- 指定医研修会を受講したあと、3年以内であれば指定医の申請が可能（現行は1年以内）。

法第一条（目的）

この法律は、精神障害者の医療障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

法第五条（定義）

この法律で、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、~~精神病質（削除）~~その他の精神疾患を有する者をいう。

（新設） ※改正前は第三十三条第二項

2 この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

法第五条（定義） ← 続き

2 この法律で「家族等」とは、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- 一 行方の知れない者
- 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 四 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行った配偶者その他の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を求めることが適切でないものとして厚生労働省令で定めるもの
- 五 心身の故障により ~~※略~~同意又は不同意の当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- 六 未成年

昭和二十五年厚生省令第三十一号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

- 第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 当該精神障害者に対して児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行つた者
 - 二 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行つた配偶者
 - 三 当該精神障害者に対して高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第三項に規定する高齢者虐待を行つた者
 - 四 当該精神障害者に対して障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第二項に規定する障害者虐待を行つた者
 - 五 その他前各号に準ずる者

第一条の二 法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

法第三十三条（医療保護入院）

（※条文を解りやすいように言換部分あり）

精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

- 一 指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために任意入院が行われる状態にないと判定されたもの

※略

第2項 ※市町村長同意に関すること

第6項 （新設）市町村長は、医療保護入院に関する同意に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な事項を照会することができる

（※令和6年度施行から第7項に移項）

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて

問 1－5 医療機関においては、家族等からの虐待がないかをどのように確認すべきか。

(答)

- ・ 医療機関は、平素から診察等により、虐待の早期発見に努める必要があります。(児童虐待防止法第5条等)
- ・ 令和4年の精神保健福祉法の一部改正に伴って、虐待がないかどうかの確認のために医療機関に、新たな手続きを求めるものではありません。
- ・ 医療機関においては、引き続き虐待を受けたと思われる事案の把握に努め、把握した場合には通報・通告等の適切な対応をいただく必要があります。その上で、令和4年の精神保健福祉法の一部改正に伴い、他の家族等（他の家族等がない場合は市町村長）に医療保護入院の同意を求めていただくこととなります。

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて

問 1－8 医療保護入院の手続における家族等の同意に際し、過去、虐待通報を原因に「家族等」から除外された家族を「家族等」から除外することとして差し支えないか。

(答)

- ・ 現在、当該家族等から虐待が行われていないと認めるに足りる相当の事情がある場合を除き、「家族等」から除外することが適当です。 出典：厚生労働省HP

Q：「相当の事情」の具体的にどのようなことが想定されるか。

A：虐待通報がされた家族等について、医療保護入院時等においては、当該患者への虐待の疑いがなく、当該患者との良好な関係性が認められると精神科病院が判断している場合等を想定しています。

令和6年度施行分について

令和6年4月施行の改正精神保健福祉法（医療保護入院の手続き等①）

県

= 都道府県及び指定都市の関係事務

市

= 市町村の関係事務

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き（法第33条）

- 医療保護入院の入院期間は、医療保護入院から6ヶ月を経過するまでは3ヶ月以内とし、6ヶ月を経過した後は6ヶ月以内とする。
 - 入院期間については、以下の要件を満たす場合は、入院の期間を更新できる。
 - ・ 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であって、任意入院が行われる状態にないと判定されること
 - ・ 退院支援委員会において対象患者の退院措置について審議されること
 - ・ 家族等に必要な事項を通知した上で、家族等の同意があること（家族等がない場合等は、市町村長による同意）市
- ※ 家族等と定期的に連絡が取れている場合など一定の要件を満たした場合には、「みなし同意」を行うことも可能。
- 入院期間を更新した場合は、更新届を都道府県等に提出（医療保護入院の定期病状報告は廃止）県

参 考

- 令和5年11月27日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」（令和5年厚生労働省令第144号）を公布。
- また、同日、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について」（令和5年11月27日障発1127第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を含む、令和6年4月施行に向けた必要な通知の改正通知等を発出。通知等は以下のサイトに掲載。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi_00007.html

令和4年精神保健福祉法改正に関する通知・事務連絡

検索

令和6年4月施行の改正精神保健福祉法（医療保護入院の手続き等②）

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 入院時又は入院期間の更新における家族等の同意について、家族等の全員が同意・不同意の意思表示を行わない場合（家族等がその旨を明示していることが必要）についても、市町村長同意の依頼をすることができる（法第33条第2項）。

参考

- 具体的な運用については、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」（令和5年11月27日障精発1127第6号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）において示しているので参照されたい。

地域生活への移行を促進するための措置

- 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化（法第29条の6）
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用（法第29条の7（法第33条の4で準用する場合を含む））

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じて調整等を行うこと。

市

参考

- 具体的な運用については、「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（令和5年11月27日障発1127第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において示しているので、参照されたい。
- また、精神保健福祉部局と障害福祉サービスの担当部局等が適切に連携し、医療機関に必要な情報提供ができるよう、「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」の発出について（周知依頼）」（令和5年12月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、障害福祉課事務連絡）を示しているので、あわせて参照されたい。

入院者訪問支援事業

- 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣。
- 都道府県等が訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業を開始。

措置入院時の入院必要性に係る審査

- 従来の医療保護入院時の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要となる。

医療機関における虐待防止の措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要がある、指定医はそれに協力しなければならない。

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。
- 業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 通報を受け、都道府県が必要と判断した場合、実地監査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることがある。
- 都道府県知事は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。また、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する。

自治体の相談支援の対象の見直し

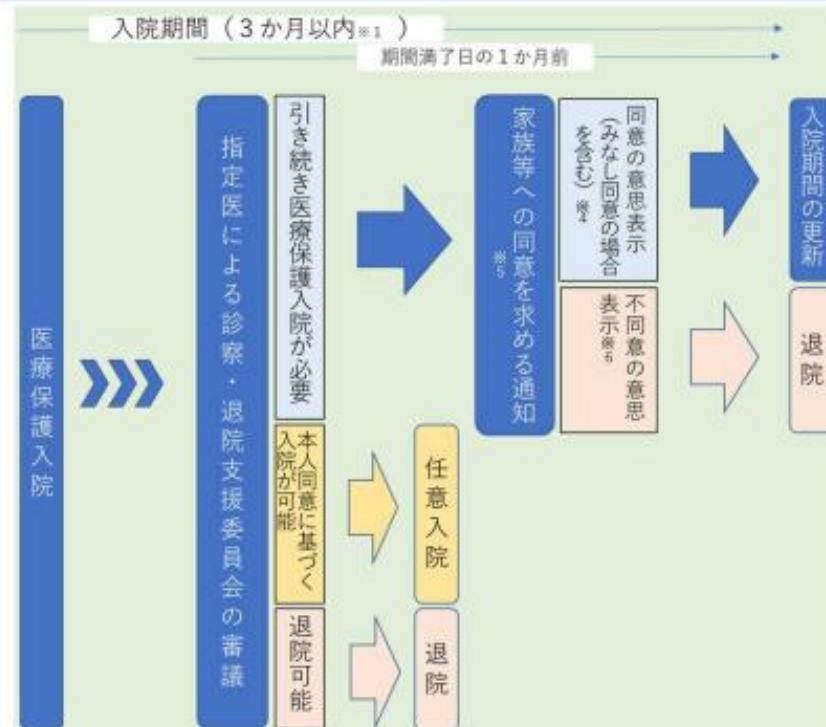
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者（具体的には省令で定める予定）も対象となる。

市町村への支援に関する都道府県の責務

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

令和6年4月1日以降に医療保護入院した者の入院期間について

- ・医療保護入院時、3か月以内※1の入院期間を定める必要があります。
- ・入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び退院支援委員会の審議が可能です。
- ・診察の結果、本人の同意に基づく入院が可能な場合は、任意入院になります。
- ・任意入院が行われる状態になく、引き続き医療保護入院が必要との結論に至った場合、医療保護入院に同意した家族等（2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等）※2に対し、入院期間の更新の同意を求める通知※3をします。
（患者の家族等がない場合等は、市町村長に対し、入院期間の更新の同意を求めます。）
- ・通知した家族等から、
 - 同意の意思表示があった場合
 - 一定の要件に該当する場合※4であって、通知後2週間の間に家族等から不同意の意思表示がなかった場合（みなし同意の場合）
（市町村に依頼した場合は、市町村から同意があった場合）
 は3か月以内の期間※1を定め、入院期間を更新することができます。



- ※1 入院期間の更新により、通算の入院期間が6か月以上である場合は、6か月以内
- ※2 当該家族等が死亡した場合などは、それ以外の家族等に同意を求めることができます。
- ※3 電話やメール等で家族等の意思を確認することは可能ですが、後日書面を送付してください。
- ※4 次のいずれの要件も満たした場合
 - ・医療保護入院に同意した家族等（2回目以降の更新の場合、直前の更新の同意をした家族等）に対し更新の同意を求める場合
 - ・入院期間中に病院と（通知先の）家族等が2回以上連絡が取れていること
 - ・通知を受けた家族等の回答期限を、通知から2週間以上確保できること 等
- ※5 患者の家族等がない場合等は、市町村長への同意の依頼
- ※6 不同意の意思表示があった場合、医療機関の判断で、それ以外の家族等に同意を求め、同意があれば入院期間を更新することができます。

詳細は、国の通知やQ&A等でご確認ください。

家族等の同意に関する基本的な考え方

1. 医療保護入院は、本人の同意を得ることなく入院させる制度であることから、その運用には格別の慎重さが求められる。本人の同意が求められる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるように努めなければならない
2. また、医療保護入院においては、その診察の際に付き添う家族等が、通例、当該精神障害者を身近で支える家族等であると考えられることから、精神科病院の管理者(以下「管理者」という。)は、原則として、診察の際に患者に付き添う家族等に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。

法第三十三条（医療保護入院）

（※条文を解りやすいように言換部分あり）

精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、**六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め**、その者を入院させることができる。

（※略）

※当該医療保護入院から六月を経過するまでの間は三月とし、六月を経過した後は六月とする

（厚生労働省令第百四十四号 第十五条の六）

例）入院日：令和6年4月7日

→入院期間の上限（3か月以内）：令和6年7月7日まで

→入院期間を更新した場合の入院期間の上限（3か月以内）：令和6年10月7日まで

→更に入院期間を更新した場合の入院期間の上限（6か月以内）：令和7年4月7日まで

第2項

精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者（指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために任意入院が行われる状態にないと判定されたもの）**についてその家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現所在地（※略））を管轄する市町村長（※略）の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。（※略）**

民法

第百四十条

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、**期間の初日は、算入しない**。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

(期間の満了)

第百四十一条

前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

(暦による期間の計算)

第百四十三条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年において**その起算日に相当する日の前日に満了する**。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

同意又は不同意の意思表示を行わない場合

1. 今回新たに、家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない場合にも市町村長同意を適用することとした趣旨は、家族等であっても、本人と疎遠である等の理由で、当該家族等において本人の利益を勘案できず、同意又は不同意の判断が難しい場合や、同意又は不同意の意思表示することにより本人とその家族等の関係が悪化することを懸念し関わりを拒否する場合等があることを考慮するものである。
2. 家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかったことにより、市町村長同意により入院した場合であって、入院後、当該家族等が、当該入院について同意又は不同意の意思表示を行った場合、当該入院について、入院手続の補正等を行う必要はない。
3. 家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかったことにより、市町村長同意により入院した患者の入院期間を更新するため、家族等の同意を求めるときは、入院手続において家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかったことを理由に家族等から除くことはできないため、当該家族等に対し、入院期間の更新の同意又は不同意の意思の確認をする必要がある。

法第三十三条（医療保護入院）

（※条文を解りやすいように言換部分あり）

第6項

（**新設**）精神科病院の管理者は、医療保護入院者であつて、厚生労働省令で定めるところによりその家族等のいずれかの者（※市町村長含む）の同意があるときは、本人の同意がなくても、六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、これらの規定による入院期間（この項の規定により入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間）を更新することができる。

一 指定医による診察の結果、なお第一項第一号に掲げる者（指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために任意入院が行われる状態にないと判定されたもの）に該当すること。

※該当しない場合は、任意入院により入院を行う又は退院させる必要がある。

二 厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと

医療保護入院の期間を更新するために満たすべき3つの要件

1. 指定医診察の結果、医療保護入院が必要であり、任意入院が行われる状態にないと判定されること
2. 退院支援委員会において当該医療保護入院者の退院措置について審議されること

※令和6年4月1日以降の入院者については、1, 2の手続きどちらから行っても差し支えない

※但し、後述する“施行日時点入院者の継続入院の手続き”においては、先ず指定医診察を行ったうえで医療保護入院の必要性が判定された後に退院支援委員会で審議する手順となる。

3. 家族等に必要な事項を通知したうえで、家族等の同意があること
(家族等がない場合等は、市町村長同意)

※市町村長同意の場合、法第33条第8項に基づく通知は必要ない

更新に伴う医療保護入院者退院支援委員会

1. 委員会は、医療保護入院により定めた入院期間（2回目以降の更新については、更新された入院期間）が経過する前に当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、更新後の入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。
2. 委員会に参加する主治医について、当該主治医が指定医でない場合、当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医の参加が不要となるよう改められた。
3. 委員会は、医療保護入院者の入院期間満了日の1月前から開催することができる。

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて

問3-12 入院期間の更新の同意を求める通知は、入院期間満了日の1か月前から2週間前までに行うこととされているが、当該患者についての指定医の診察や医療保護入院者退院支援委員会での審議は、入院期間満了日の1か月以上前に行っても差し支えないか。

(答)

- ・入院期間の更新に当たっての指定医による診察及び医療保護入院者退院支援委員会での審議について、出来る限り、入院期間満了日に近い日の病状を踏まえて行うことが望ましいことから、
入院期間満了日の1か月以内に行うようにしてください。

昭和二十五年厚生省令第三十一号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

第十五条の十一 精神科病院の管理者は、法第三十三条第一項又は第二項の規定により定めた入院期間（二回目以降の更新については、更新された入院期間）が経過する前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会（法第三十三条第六項第二号に規定する委員会をいう。以下「委員会」という。）を開催しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による審議の結果、当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があると認めるときは、更新後の入院期間及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。
- 3 精神科病院の管理者は、第一項の規定による審議の結果を当該審議に係る医療保護入院者及び次条第三項各号に掲げる者（同項の規定による通知を受けた者に限る。）に通知しなければならない。

第十五条の十二 委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 委員会の審議に係る医療保護入院者の**主治医**
- 二 当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する**看護師又は准看護師**
- 三 当該医療保護入院者について法第三十三条の四において読み替えて準用する第二十九条の六の規定により選任された**退院後生活環境相談員**
- 四 前三号に掲げる者以外の当該精神科病院の職員で、**当該精神科病院の管理者から出席を求められたもの**

2 精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る**医療保護入院者が委員会の構成員となることを希望するときは**、委員会に、当該医療保護入院者を**構成員として加えるものとする**。この場合において、当該医療保護入院者は、委員会に**出席し、又は書面により意見を述べる**ことができる。

3 精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る**医療保護入院者が次の各号に掲げる者を委員会の構成員とすることを希望するときは**、あらかじめ、**その旨をこれらの者に対し書面により通知するものとし**、当該通知を受けた者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該希望する者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該希望する者は、委員会に**出席し、又は書面により意見を述べる**ことができる。

- 一 委員会の審議に係る医療保護入院者の家族等
- 二 地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者

- 委員会には主治医、看護職員、退院後生活環境相談員、それ以外に病院の管理者が出席を求める病院職員の参加が必須である。
- 医療保護入院者本人の退院後の生活環境について調整することが委員会の趣旨であることに鑑み、本人には開催日時及びその趣旨について事前に丁寧に説明し、委員会の出席希望について本人の意向をよく聞き取ること。
また、参加希望の有無にかかわらず審議の結果は通知すること。
- 当該医療保護入院者の家族等、地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者は、医療保護入院者本人が出席を求め、かつ、当該出席を求められた者が出席要請に応じるときに限り出席するものとする。
また、出席に際しては、本人の了解が得られる場合には、オンライン会議等、情報通信機器の使用による出席も可能とすること。
- なお、入院期間の更新の手続において、医療保護入院者が引き続き入院が必要であって任意入院が行われる状態にないかを判定する観点から、別途、指定医の診察が必要であることに鑑みて、主治医については、本人の病状及び退院促進措置等の現状に最も詳しい主治医が参加することを求めるものであり、必ずしも指定医である必要はないものとする。
ただし、その場合には、委員会開催前に審議事項について指定医とよく相談すること。

- また、退院後生活環境相談員が看護職にも該当する場合は、その双方を兼ねることも可能であるが、その場合には、病院職員であって本人に関わるものを出席させることが望ましいこと。
- 退院後の生活環境に関わる者として、地域援助事業者以外には、入院前に本人が通院していた又は退院後に本人が診療を受けることを予定する医療機関等も想定される。
- 開催に当たっては、十分な日時の余裕を持って審議対象となる医療保護入院者に別添様式1（医療保護入院者退院支援委員会開催のお知らせ）の例により通知すること。

当該通知に基づき家族等及び地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者に対する出席要請の希望があった場合には、当該希望があった者に対し、以下の内容を通知すること。

- ・ 委員会の開催日時及び開催場所
- ・ 医療保護入院者本人から出席要請の希望があったこと
- ・ 出席が可能であれば委員会に出席されたいこと
- ・ 文書による意見提出も可能であること

医療保護入院者退院支援委員会の開催のお知らせ

〇 〇 〇 〇 殿

令和 年 月 日

1. あなたの医療保護入院期間が令和 年 月 日までのため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第6項第2号に関する医療保護入院者退院支援委員会（以下「委員会」という。）を令和 年 月 日に で開催いたします。
2. 委員会では、
 - ① 入院期間の更新の必要性の有無及びその理由
 - ② 入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間及び当該期間における退院に向けた具体的な取組について審議を行います。
3. 委員会には、主治医、看護職員、退院後生活環境相談員その他のあなたの診療に関わる方が出席するほか、あなた自身も出席することができます。出席を希望する場合は、あなたを担当する退院後生活環境相談員に伝えて下さい。なお、あなたが出席をしない場合も、委員会の審議の結果はお知らせいたします。
4. また、あなたのご家族、後見人又は保佐人がいる場合は後見人又は保佐人の方、あなたが退院後の生活について相談している地域援助事業者の方や入院前に通っていた診療所の方等のあなたの地域での暮らしに関わる方に、委員会への出席の要請をすることができますので、委員会への出席の要請を希望する場合は、退院後生活環境相談員に伝えて下さい。ただし、要請を行った場合でも、都合がつかない等の事情により出席できない場合もあります。
5. 御不明な点などがありましたら、あなたを担当する退院後生活環境相談員にお尋ね下さい。

病院名
管理者の氏名
退院後生活環境相談員の氏名

第十五条の十三 精神科病院の管理者は、委員会の開催日その他委員会における審議の過程を文書により記録し、これを当該開催日から五年間保存しなければならない。

- 2 委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医は、委員会が開催されたときは、遅滞なく、当該委員会の開催日を診療録に記載しなければならない。

【審議内容】

委員会においては、以下の2点その他必要な事項を審議すること。

- ① 医療保護入院者の入院期間の**更新の必要性の有無及びその理由**
- ② 入院期間の更新が必要な場合、**更新後の入院期間**及び当該期間における**退院に向けた具体的な取組**

【審議結果】

- (1) 委員会における審議の結果については、別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」により作成すること。
なお、当該審議記録は本人及び委員会出席者に通知することから、病院の業務従事者以外にもわかりやすい記載となるように配慮をすること。
- (2) **病院の管理者**（大学病院等においては、精神科診療部門の責任者）は、委員会の審議状況を確認し、**審議記録に署名**すること。
また、審議状況に不十分な点がみられる場合には、適切な指導を行うこと。
- (3) 審議終了後できる限り速やかに、審議の結果を本人並びに委員会に出席した家族等及び地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者に対して**審議記録の写しにより通知**すること。
- (4) 委員会における審議の結果、入院の必要性が認められない場合には、速やかに退院に向けた手続をとること。
- (5) 入院期間の更新の際には、当該更新に係る委員会の**審議記録を更新届に添付し、提出**すること

第三十三条（医療保護入院）

（※条文を解りやすいように言換部分あり）

第8項

（新設）精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に第六項の規定（※医療保護入院者の更新）によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。

この場合において、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りではない。

* 前段は、医療保護入院の更新に係る家族等への同意に関する通知

* 後段は、“みなし同意”に関すること

第三十三条（医療保護入院）

（※条文を解りやすいように言換部分あり）

第8項

（新設） 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に第六項の規定（※医療保護入院者の更新）によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。

この場合において、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りではない。

* 前段は、医療保護入院の更新に係る家族等への同意に関する通知

* 後段は、“みなし同意”に関すること

更新の同意を求める家族等について

精神科病院の管理者は、家族等に対し、更新の同意を求めるときは、当該入院に係る法第33条第1項の規定による同意をした家族等（2回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）に対し行う。

昭和二十五年厚生省令第三十一号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

参照

第十五条の十 精神科病院の管理者は、法第三十三条第六項の規定による入院の期間の更新（以下「更新」という。）の同意を求めるときは、当該入院に係る同条第一項の規定による同意をした家族等（二回目以降の更新の同意にあつては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該更新に係る医療保護入院者が、法第三十三条第六項第一号に該当する旨及びその理由
- 二 当該更新に係る医療保護入院者について、法第三十三条第六項第二号の規定による審議が行われたこと
- 三 更新後の入院期間
- 四 第十五条の十四に定める日までに当該通知に係る家族等から不同意の意思表示を受けなかつたときに法第三十三条第八項の規定により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨及び第十五条の十四に定める日の日付

医療保護入院の入院期間の更新に関する通知
 (法施行規則第 15 条の 15 各号に該当しない場合)

(医療保護入院者の家族等の氏名) 殿

年 月 日

【医療保護入院の入院期間の更新について】

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族等の同意を得て、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に定める範囲内（医療保護入院開始から 6 ヶ月が過ぎるまでは 3 ヶ月以内、医療保護入院開始から 6 ヶ月が過ぎてからは 6 ヶ月以内）の期間を定めて入院していただく制度です。ただし、入院を続けることが必要とされた場合には、ご家族等の同意を得て、入院期間が更新されます。

今回、入院中の（医療保護入院者の氏名）様（以下「本人」という。）の入院期間の更新が必要な理由、更新後の入院期間及び同意に関する取扱いは以下のとおりとなります。

1. 現在医療保護入院中の本人は、以下の理由・目的により、法第 33 条第 6 項の規定に基づき、入院を続けることが必要であると認められます。

<入院を続けることが必要な理由について>

(1) 診察の結果、本人は以下の状態にあると判定されました。

- ① 幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
- ② 精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
- ③ 昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ④ 抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ⑤ 躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ⑥ せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ⑦ 認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ⑧ 統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ⑨ その他（ ）

(2) 本人は、以下の理由により入院を続けることが必要とされました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- 本人の安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
- その他（ ）

裏面へ続く

※みなし同意が可能な場合

2. 医療保護入院者退院支援委員会において、地域における生活への移行を促進するために審議が行われました。

3. 更新後の入院期間は、 年 月 日までとなります。

4. 今回の更新に同意いただける場合は、別添の同意書に必要事項を記載の上、病院へ送付してください。(電話等、同意書によらない方法で病院に回答することも可能ですが、その場合でも、後日同意書を提出する必要があります。)

5. 今回の更新に同意いただけない場合は、不同意の意思を電話等で必ず病院にお知らせください。

6. 今回の更新に同意も不同意もしないことを希望される場合は、その旨を電話等で病院にお知らせください。

7. ただし、このお知らせを受けてから、 年 月 日(現在の医療保護入院の満了日前であって、医療保護入院の入院期間の更新に関して病院が通知を出した日(電話等の口頭での説明も含む)から2週間を経過した日)までに、上記4から6までのいずれの回答もなかった場合には、法第33条第8項の規定により、同意を得たものとして入院期間の更新手続きが行われます。なお、この場合、新たに同意書等を提出する必要はありません。

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指 定 医 の 氏 名

主 治 医 の 氏 名(※)

(※) 指定医とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

医療保護入院の入院期間の更新に関する通知

※みなし同意が不可な場合

(医療保護入院者の家族等の氏名) 殿

年 月 日

【医療保護入院の入院期間の更新について】

医療保護入院とは、精神保健指定医による診察の結果、精神障害があり、医療と保護のために入院の必要があると判定された方であって、その精神障害のために入院に同意いただけない場合に、やむを得ずご家族等の同意を得て、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に定める範囲内（医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎるまでは3ヶ月以内、医療保護入院開始から6ヶ月が過ぎてからは6ヶ月以内）の期間を定めて入院していただく制度です。ただし、入院を続けることが必要とされた場合には、ご家族等の同意を得て、入院期間が更新されます。

今回、入院中の（医療保護入院者の氏名）様（以下「本人」という。）の入院期間の更新が必要な理由、更新後の入院期間及び同意に関する取扱いは以下の通りとなります。

1. 現在医療保護入院中の本人は、以下の理由・目的により、法第33条第6項の規定に基づき、入院を続けることが必要であると認められます。

<入院を続けることが必要な理由について>

(1) 診察の結果、本人は以下の状態にあると判定されました。

- ①幻覚妄想状態（幻覚や妄想があり、それらを現実と区別することが難しい）
- ②精神運動興奮状態（欲動や意志が昂ぶり、興奮しやすく、自分で抑えることが難しい）
- ③昏迷状態（意志発動性の強い抑制や、著しい混乱により、外界への応答が難しい）
- ④抑うつ状態（気分の落ち込みや悲観的な考え、興味や喜びの消失などが続いている）
- ⑤躁状態（気分の高揚や著しい活発さ、苛立ち等が続いている）
- ⑥せん妄・もうろう状態（意識障害により覚醒水準が低下している）
- ⑦認知症状態（認知機能が低下し、日常全般に支障を来している）
- ⑧統合失調症等残遺状態（障害により日常生活動作、社会的判断・機能遂行が難しい）
- ⑨その他（ ）

(2) 本人は、以下の理由により入院を続けることが必要とされました。

- 外来への通院等においては、十分な治療ができないことから、手厚い医療を提供するため、入院の必要性があります
- ご本人様の安全を確保しながら診断や治療を行うため、入院の必要性があります
- その他（ ）

裏面へ続く

2. 医療保護入院者退院支援委員会において、地域における生活への移行を促進するために審議が行われました。

↵

3. 更新後の入院期限は、 年 月 日となります。

↵

4. 今回の更新に同意いただける場合は、別添の同意書に必要事項を記載の上、病院へ送付してください。(電話等、同意書によらない方法で病院に回答することも可能ですが、その場合でも、後日同意書を提出する必要があります。)

↵

5. 今回の更新に同意いただけない場合は、不同意の意思を電話等で必ず病院に回答してください。

↵

6. 今回の更新に同意も不同意もしないことを希望される場合、その旨を電話等で病院にお知らせください。

↵

病 院 名

管 理 者 の 氏 名

指 定 医 の 氏 名

主 治 医 の 氏 名 (※)

(※) 指定医とは別に、すでに主治医が決まっている場合に記載

↵

当該家族等以外の家族等に更新の同意を求める場合

精神科病院の管理者は、家族等に対し、更新の同意を求めるときは、当該入院に係る法第33条第1項の規定による同意をした家族等（2回目以降の更新の同意にあっては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）に対し行う。

但し、当該家族等が以下のいずれかに該当する場合は、当該家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求めることができる。

- * 家族等に該当しなくなったとき
- * 死亡したとき
- * その意思を表示することができないとき
- * 更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき
- * 第33条第8項（前段の通知）による更新の同意の求めに対し、不同意の意思表示を行ったとき

昭和二十五年厚生省令第三十一号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

参照

第十五条の十

- 2 精神科病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、同項の家族等が次の各号のいずれかに該当する場合は、**当該家族等以外の家族等に対し、更新の同意を求めることができる。**この場合において、当該管理者は当該家族等以外の家族等に対し、同項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 家族等に該当しなくなつたとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 その意思を表示することができないとき。
 - 四 更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき。
 - 五 前項の規定による更新の同意の求めに対し、不同意の意思表示を行つたとき。

- 3 **前二項の通知は、やむを得ない場合を除き、当該通知に係る医療保護入院者の入院期間満了日の一月前から二週間前までの間に行うものとする。**

当該家族等宛、若しくは当該家族等以外の家族等宛の通知について

法第33条第8項に基づく通知は、やむをえない場合を除き、当該通知に係る医療保護入院者の入院期間満了日の1月前から2週間前までの間に行うものとする。

やむを得ない場合とは、例えば、当該家族等への通知をした後、当該家族等が

- * 家族等に該当しなくなったとき
- * 死亡したとき
- * その意思を表示することができないとき
- * 更新の同意又は不同意の意思表示を行わないとき
- * 第33条第8項（前段）による更新の同意の求めに対し、不同意の意思表示を行ったとき

に該当することが判明し、当該家族等以外の家族等に対し、通知した場合や、退院予定であった医療保護入院者で入院期間満了日の直前に病状が悪化したことに伴い、更新が必要となった場合等を指す。

Q:同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合とは、法第33条第8項の通知を家族等に送付して、2週間以内に回答を求める通知に限らず、当該通知の前に「同意若しくは不同意の意思表示を行わない旨の意思表示をしていること」を含むのか

A:含まれます。法第33条第8項の通知を発する前に、精神科病院が家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない旨の意思表示をしていることを把握している場合は、市町村長同意の依頼をすることができます。

(出典：厚生労働省 令和5年12月19日全国説明会における質問事項及び回答から一部抜粋及び加工)

第三十三条（医療保護入院）

（※条文を解りやすいように言換部分あり）

第8項

（新設） 精神科病院の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に第六項の規定（※医療保護入院者の更新）によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。

この場合において、厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。ただし、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りではない。

* 前段は、医療保護入院の更新に係る家族等への同意に関する通知

* 後段は、“みなし同意”に関すること

昭和二十五年厚生省令第三十一号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

第十五条の十四

法第三十三条第八項の厚生労働省令で定める日は、医療保護入院者の入院期間満了日前であつて、第十五条の十第一項の通知を發した日から二週間を経過した日とする。

“みなし同意”について

精神科病院の管理者から当該入院に係る法第 33 条第 1 項の規定による同意をした家族等（2 回目以降の更新の同意にあっては、当該更新の同意の直前の更新の同意をした家族等）に対し、33条第8項に基づく通知を
発し、**2 週間**が経過するまでに、更新についての**不同意の意思表示を受けなかったときは**、家族等の同意を得たものとみなすことができる。

“みなし同意”が趣旨に照らし適当でないと厚生労働省令で定める場合について

- * 精神科病院の管理者と当該通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき。
定期的とは、法第33条第1項の規定により定める入院期間中（入院期間が更新された場合は、更新後の入院期間中）に2回以上、精神科病院のいずれかの職員と家族等とが、対面や電話等で連絡を取れている状態等を指す。
- * 病院管理者が当該家族等宛の通知を発した時から更新するまでの間に、当該家族等が
 - ・ 家族等に該当しなくなったとき
 - ・ 死亡したとき
 - ・ その意思を表示することができないとき
 - ・ 更新の同意又は不同意の意思表示を行わないときのいずれかに該当することを把握したとき。
- * 当該家族等以外の家族等宛の通知がされたとき。
- * 当該家族等宛の通知を発した日から2週間を経過した日が当該医療保護入院者の入院期間満了日を経過するとき。

昭和二十五年厚生省令第三十一号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

第十五条の十五 法第三十三条第八項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 精神科病院の管理者と第十五条の十第一項の通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき。
- 二 精神科病院の管理者が、第十五条の十第一項の通知を発したときから更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が同条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当することを把握したとき。
- 三 第十五条の十第二項の規定による通知がされたとき。
- 四 第十五条の十第一項の通知を発した日から二週間が経過した日が当該医療保護入院者の入院期間満了日を経過するとき。

Q: 家族等との定期的な連絡の手段について、「対面や電話等」とあるが、例えば家族等が高齢で来所・電話でのやり取りが困難であるため、病院側からは文書のみで家族等に必要な情報提供を行っている場合もこれに含まれるか。

A: 病院側からの一方向性のお知らせは、家族等との定期的な連絡に含まれません。

Q: みなし同意が適当でない場合として、精神科病院の職員と家族等が対面や電話で連絡を取れている状態が例示されているが、メールや封書等の書面でのやり取りについては、連絡が取れている場合に含まれるか。

A: メールや封書等の書面で家族等と双方向性のやり取りがある場合は、定期的な連絡が取れているものに該当するものと考えますが、病院側からの一方向性のお知らせは家族等との定期的な連絡に含まれないことに留意してください。

(出典：厚生労働省 令和5年12月19日全国説明会における質問事項及び回答から一部抜粋及び加工)

Q: 病院職員が来院した家族等と必ずしも直接やりとりをしなくてもかまわないと考えてよいか。

例えば、

- ・家族等が患者と面会はあるが、病院職員とやりとりをしない場合。
- ・家族等が来院し、洗濯物の受け渡しや、受付での医療費の支払いは行うが、患者や病院職員(医師、看護師、退院後生活環境相談員等の直接支援を行う者)等とやりとりをしない場合。

A: 「患者の家族などが来院されていて、病院側が家族等に対し必要な情報提供を行うことができる機会が確保されている」と判断できるのであれば、対象となります。
個別事案については、適切にご判断いただきますようお願いいたします。

(出典：厚生労働省 令和5年12月19日全国説明会における質問事項及び回答から一部抜粋及び加工)

Q: 更新後の入院期間について、直近の入院期間満了日から6月または3月更新されると解釈してよろしいか。例えば、令和6年4月5日に入院し、令和6年7月1日に家族等の同意を得た場合、更新後の入院期間は令和6年7月6日から令和6年10月5日までとなるのか。それとも、家族等の同意を得た令和6年7月1日から令和6年10月1日までとなるのか。

A: 更新後の入院期間については、直近の入院期間の満了日から6月以内または3月以内で必要な期間を定めることとなります。
例示いただいたケースでは、更新後の入院期間は、最長で令和6年10月5日までとなります。

Q: 更新する場合、入院満了日の1か月前から2週間前までに更新の同意を求めるとされているが、電話で意向確認ができ、同意を得た場合は、同意日は入院期間満了日とするのか、それとも実際に同意が得られた日付とするのか。

A: 実際に得られた日付としてください。
なお、同意が得られた日付けにかかわらず、入院期間の更新は、当該入院期間満了日後にされるものであることに留意ください。

Q: みなし同意について、以下のような場合、どのように対応すればよいか。

1月1日 更新の同意に関する意向確認をメールで当該家族等に投げかける(翌日、書面を発送して通知)

1月15日 当該家族等からの返信なし→みなし同意が成立

1月18日 (医療保護入院満了日)

午前 更新届を提出、更新手続き完了

夕方 当該家族等から「医療保護入院に同意しない」と申し出を受ける

A: 法律上は、厚生労働省令で定める日までに家族等のいずれの者からも不同意の意思表示を受けなかったときは、家族等の同意をえたものとみなすことができますが、当該日以後、家族等から不同意の意思表示があり、当該家族等の意向を踏まえ退院させること等を妨げるものではありません。なお、更新届は、医療保護入院の入院期間満了日の翌日を起算日として、10日以内に届出るものであることに留意してください。

(出典：厚生労働省 令和5年12月19日全国説明会における質問事項及び回答から一部抜粋及び加工)

施行日時点入院者に係る経過措置について

【精神保健福祉法附則第十二条（医療保護入院者に関する経過措置）】

この法律の施行の際現に第八条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の精神保健福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により精神科病院に入院している者については、当該精神科病院の管理者は、**施行日から一年を経過する日の前日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、その者がなお第八条の規定による改正後の精神保健福祉法（以下「新精神保健福祉法」という。）第三十三条第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかについて精神保健指定医に診察させなければならない。**

2 前項の規定による精神保健指定医による**診察の結果、**なお新精神保健福祉法第三十三条第一項第一号に掲げる者に**該当するとされた者については、精神科病院の管理者は、同条第六項（第一号を除く。）から第九項までの規定の例により、その者を引き続き入院させることができる。**

施行日時点入院者に係る経過措置について

【退院支援委員会について】

- 令和6年4月以降、4月から9月までの間は、従前による以下の手続きにより引き続き入院させることができる。
- ・推定される入院期間が4月から9月までの間に経過する場合、従前のおり退院支援委員会を開催すること。
 - ・上記審議の結果、医療保護入院の継続入院が必要だと認める時、委員会開催日から退院までに必要と認められる入院期間及び退院に向けた取組みの方針を定めなければならない。
- ・但し、上記審議により定めた入院期間が令和6年10月以降となる場合は、当該期間に関わらず、法第33条第6項、第8項に基づく手続きを実施すること。

【医療保護入院の定期病状報告について】

- ・令和6年4月以降、施行時点入院者について、行う必要はない。

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて

問3-15 施行日時点入院者については、令和6年4月から9月までの間に、当該施行日時点入院者の推定する入院期間が経過する場合であっても、法第33条による更新手続によらず引き続き入院させることとしてもよいのか。この場合、医療保護入院者退院支援委員会の開催はどうなるのか。

(答)

- ・ 施行日時点入院者については、施行日から6か月は精神科病院の準備期間としており、この間については、法第33条による更新手続によらず、従前の手続により、引き続き入院させることとして差し支えありません。
- ・ そのため、現行の精神保健福祉法施行規則第15条の6の規定に基づき、推定される入院期間等が経過するごとに、入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、医療保護入院者退院支援委員会を開催していただく必要があります。
- ・ なお、施行日時点入院者については、定期病状報告を行う必要はありません。

ただし、令和6年10月以降、法第33条の規定の例により引き続き入院させることとした場合は、同条第9項の規定の例により、10日以内に、更新届(入院継続届)を都道府県知事等に提出する必要があります。

施行日時点入院者に係る経過措置について

【令和6年10月以降の取扱い】

- ・省令で定められる下記表に掲げる施行日時点入院者が医療保護入院した日の属する月に応じ、掲げられた期限まで（病院が入院日を把握していない場合にあつては、令和6年10月31日まで）に法第33条第6項から第9項までの規定による手続きを実施するための十分な時間を確保して、精神保健指定医に診察させなければならない。

入院日の属する月	期限
4月又は10月	令和6年10月31日
5月又は11月	令和6年11月30日
6月又は12月	令和6年12月31日
7月又は1月	令和7年1月31日
8月又は2月	令和7年2月28日
9月又は3月	令和7年3月31日

- ・指定医の診察の結果、第33条第1項第1号に掲げる者に該当しない場合、任意入院により入院を行うか、退院させる必要がある。
- ・その際、指定医は、遅延なく、当該指定医の氏名、法第33条第1項第1号に掲げる者に該当するかどうかの判定を行った時の症状及び任意入院が行われる状態にないと判定した理由を診療録に記載しなければならない。

施行日時点入院者に係る経過措置について

【継続入院に係る退院支援委員会の開催】

- ・委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われる必要がある。具体的には、精神科病院の管理者は、継続入院をさせることとする前に、当該医療保護入院者の入院を継続する必要があるかどうかの審議を行うため、委員会を開催しなければならない。
- ・委員会は医療保護入院における、先の表に定める期限の1月前から開催することができる。

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて

問3-16 施行日時点入院者について、指定医の診察時期は、令和6年10月以降であればいつでもよいか。

(答)

- ・ 施行日時点入院者について、下表の左欄に示す当該患者の入院日が属する月に応じ、それぞれ右欄の期限までに必要な手続を実施するための十分な時間を確保して、指定医による診察を実施してください。

患者の入院日が属する月	期限
4月、10月	令和6年10月末
5月、11月	令和6年11月末
6月、12月	令和6年12月末
7月、1月	令和7年1月末
8月、2月	令和7年2月末
9月、3月	令和7年3月末
不明	令和6年10月末

例：平成〇年4月に入院した者については、令和6年10月1日以降に指定医の診察を行ってください。

- ・ また、引き続き入院させることとする日（継続入院日）は、可能な限り継続入院日に近い日の患者の病状に基づき診察が行われることが望ましいことから、指定医の診察から継続入院の決定までが概ね1か月以内で行われるようにしてください。

例：平成〇年4月1日に入院した者について、令和6年10月10日に指定医の診察、同月31日を継続入院日とする等

Q: 施行日時点入院者について、表の定める期限「まで」に指定医診察等の手続きを行うこととされているが、これは表に定める期限が実質的に「入院期間満了日(継続入院日)」と設定されているということであり、4月・10月の施行日時点入院者の更新(継続入院)届を11月1日～11月10日に受理することと想定してよいか。

同様に5月・11月入院者の指定医診察・退院支援委員会は11月1日以降に行い、更新届は12月1日～12月10日に提出するものと想定してよいか。

そうであれば、4月・10月入院者について、病院の判断により、表の定める期限より早期に届出を提出することはできないと考えてよいか。

(例: 10月1日～10月20日の間に指定医診察・退院支援委員会・家族等同意の手続きを行った上で、10月20日を入院期間満了日と設定し、10月21日～10月30日を更新(継続入院)届を提出する等)

A: 病院の判断で、表に定める期限前を「継続入院日」とすることは可能です。

施行日時点入院者に係る経過措置について

【家族等に対する継続入院の同意の求め】

・精神科病院の管理者は、家族等に対し、継続入院の同意を求めるときは、**いずれかの家族等**に対し、以下の事項を通知しなければならない。

* 当該継続入院に係る医療保護入院者が、法第33条第1項第1号に該当する旨及びその理由

* 当該継続入院に係る医療保護入院者について、退院支援委員会による審議が行われたこと

* 継続入院後の入院期間

(みなし同意の場合)

* 法第33条第8項の規定により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨と当該通知を発した日から2週間を経過した日の日付（みなし同意が得られるとする日付）

※様式は、先に例示した様式12-1、それ以外の場合は様式12-2で差し支えない。

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ&Aについて

問3-6 令和6年4月1日の施行日時点で長期入院している患者について、当該患者の医療保護入院について同意した家族等の記録が残されていない場合は、いずれかの家族等に更新の同意を依頼してもよいか。

(答)

- ・ 令和6年3月31日までに入院している患者（施行日時点入院者）については、当該患者のいずれかの家族等に同意を求めることが可能です。

“みなし同意”が趣旨に照らし適当でない場合

- * 精神科病院の管理者と当該通知に係る家族等との連絡が定期的に行われていないとき。
定期的とは、令和6年4月1日から当該通知がされるまでの間に2回以上、精神科病院のいずれかの職員と家族等とが、対面や電話等で連絡を取れている状態等を指す。
- * 病院管理者が当該通知を発した時から継続入院させるまでの間に、当該通知に係る家族等が
 - ・ 家族等に該当しなくなったとき
 - ・ 死亡したとき
 - ・ その意思を表示することができないとき
 - ・ 継続入院の同意又は不同意の意思表示を行わないときのいずれかに該当することを把握したとき。
- * 当該入院に係る法第33条第1項の規定による同意をした家族等以外の家族等に対し、当該通知がされたとき。
- * 当該家族等宛の通知を発した日から2週間を経過した日が当該医療保護入院者の期限を経過するとき。

施行日時点入院者に係る経過措置について

【家族等に対する継続入院の同意の求め】

・精神科病院の管理者は、家族等に対し、継続入院の同意を求めるときは、**いずれかの家族等**に対し、以下の事項を通知しなければならない。

* 当該継続入院に係る医療保護入院者が、法第33条第1項第1号に該当する旨及びその理由

* 当該継続入院に係る医療保護入院者について、退院支援委員会による審議が行われたこと

* 継続入院後の入院期間

(みなし同意の場合)

* 法第33条第8項の規定により家族等の同意を得たものとみなすこととする場合は、その旨と当該通知を発した日から2週間を経過した日の日付（みなし同意が得られるとする日付）

※様式は、先に例示した様式12-1、それ以外の場合は様式12-2で差し支えない。

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて

問3-10 指定医による診察の結果、退院可能と判断された医療保護入院の患者について、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合であって、入院期間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、どうするのか。

(答)

- ・医療機関においては、十分な期間をもって手続していただけるよう入院期間満了日の1か月前から、入院期間の更新手続を行うことができるよう省令に定めています。
- ・そのため、入院期間満了日の1か月前から、指定医による診察及び退院支援委員会による審議が可能であり、診察の結果、本人の同意に基づく入院が可能な場合は、任意入院に切り替え、任意入院が行われる状態になく、引き続き、医療保護入院が必要と判断された場合は、家族等の同意(又は市町村長の同意)を得て、入院期間を更新し、退院可能と判断された場合は、速やかに退院手続を進めていただくのいずれかの対応をしていただくこととなります。
- ・退院可能と判断された後、退院先の受入準備等の事情により、引き続き医療保護入院している患者が、入院期間満了日の直前に病状が悪化した場合等であっても、入院期間満了日までに入院期間を更新することができない場合は、退院させる必要があります。
- ・なお、指定医による診察の結果、入院期間満了日以後、医療保護入院が必要と判断される場合は、法第33条の規定に基づく入院手続が必要です。

第三十三条（医療保護入院）

（※条文を解りやすいように言換部分あり）

第9項

精神科病院の管理者は医療保護入院を採ったとき、又は第六項の規定による入院の期間の更新をした（※医療保護入院者の更新）ときは、十日以内にその者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院又は当該入院の期間の更新について同意をした者の同意書を添え（前項の規定により家族等の同意を得たものとみなした場合にあつては、その旨を示し）、最寄りの保健所長を経て当道府県知事に届け出なければならない。

令和6年4月1日以降に医療保護入院した方の更新届は、入院期間満了日の翌日を起算日とした10日以内に届出る必要がある。

施行日時点入院者については、精神科病院において継続入院させることとした日の翌日を起算日として継続入院に係る届は10日以内に届出る必要がある

医療保護入院者の入院期間更新届

令和 年 月 日

〇〇 知事 殿

病院名

所在地

管理者名

下記の医療保護入院者の入院期間を更新しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

医療保護入院者	フリガナ 氏名	生年月日	明・大昭・平成 年 月 日生 (満 歳)
	住所	都道府県	市区町村
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	昭和 平成 令和 年 月 日	今回の入院年月日 入院形態	昭和 平成 令和 年 月 日
入院届又は 前回の入院期間更新届での 入院期間	令和 ~令和 年 月 日 日	本更新後の 入院期間	令和 年 月 日まで
病名	1 主たる精神障害 ICD-10コード ()	2 従たる精神障害 ICD-10コード ()	3 身体合併症
入院又は前回更新日からの 治療の内容と、その結果 (更新前の入院期間に係る 病状または状態像の 経過の概要)			
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向		
<現在の精神症状>	I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 () II 知能 (軽度障害、中等度障害、重度障害) III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 () IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 () V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 適合弛緩 4 凝視思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強自観念 8 その他 () VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 () VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 () VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 () IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()		
<その他の重要な症状>	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()		
<問題行動等>	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()		

少なくとも令和6年4月以降の治療内容とその結果について記載すること

第三十三条の三

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

精神科病院の管理者は、第三十三条第一項、第二項若しくは第三項後段の規定による入院措置を採る場合又は同条第六項の規定による入院の期間の更新をする場合においては、当該精神障害者及びその家族等であつて同条第一項又は第六項の規定による同意をしたものに対し、当該入院措置を採る旨又は当該入院期間の更新をする旨及びその理由、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該精神障害者については、当該入院措置を採った日又は当該入院期間の更新をした日から四週間を経過する日までの間であつて、その症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りではない。

改正精神保健福祉法の施行に伴うQ & Aについて

問3-14 入院期間を更新した場合、法第33条の3の規定に基づき、医療保護入院者と同意した家族等に対して、入院期間を更新する旨とその理由等を書面で知らせなければならないが、家族等に知らせる際には郵送でもよいのか。

(答)

- ・ 家族等に書面を交付する方法については、郵送により交付することが可能な場合は、対面に限らず郵送でも差し支えありません。

法第二十九条の六

(措置入院の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(新設) 措置入院者を入院させている(※略)病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

* 措置入院者についても、退院後生活環境相談員を選任することを義務化

* 退院後生活環境相談員に公認心理士が追加された。

昭和二十五年厚生省令第三十一号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

第十五条の二 法第二十九条の六（法第三十三条の四において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次のイからへまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからへまでに定める業務に従事した経験を有するもの

イ 保健師 保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三十三号）第二条に規定する業務

ロ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務

ハ 准看護師 保健師助産師看護師法第六条に規定する業務

ニ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第二条第四項に規定する業務

ホ 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する業務

ヘ 公認心理師 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二条に規定する業務

二 前号に掲げる者以外の者で、三年以上、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導についての実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの

法第二十九条の七

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(新設) 措置入院者を入院させている(※略)病院の管理者は、措置入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、(※略)地域援助事業者を紹介しなければならない。

* 地域援助事業者の紹介を義務化(法第33条の4において準用する場合を含む)。

* この地域援助事業者に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る事業を行う者を追加した。

昭和二十五年厚生省令第三十一号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

第十五条の四

措置入院者（法第二十九条の四第一項に規定する措置入院者をいう。以下同じ。）及び医療保護入院者（法第三十三条第六項に規定する医療保護入院者をいう。以下同じ。）を入院させている精神科病院の管理者は、法第二十九条の七（法第三十三条の四において準用する場合を含む。）に規定する地域援助事業者（第十五条の十二第三項第二号において「地域援助事業者」という。）を紹介するに当たっては、当該地域援助事業者の連絡先を記載した書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第十五条の五 法第二十九条の七（法第三十三条の四において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十二条の二において「障害福祉サービス」という。）に係る事業を行う者
- 二 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者
- 三 介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う者（介護支援専門員（同法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）を有するものに限る。）
- 四 介護保険法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 五 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者
- 六 介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者
- 七 介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスを行う者
- 八 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを行う者
- 九 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者
- 十 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行う者
- 十一 介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者
- 十二 介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者
- 十三 介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 十四 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者（介護支援専門員を有するものに限る。）
- 十五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスを行う者

退院後生活環境相談員の責務・役割

○退院後生活環境相談員の配置の目安としては、退院後生活環境相談員1人につき、概ね50人以下の入院者を担当すること（常勤換算としての目安）とし、入院者1人につき1人の退院後生活環境相談員を入院後7日以内に選任すること。兼務の場合等については、この目安を踏まえ、担当する入院者の人数を決めること。また、選任された退院後生活環境相談員の一覧を作成すること。

○令和6年4月1日から、新たに、措置入院者についても退院後生活環境相談員の選任が義務化される。これに基づき、当該時点で既に入院している措置入院者についても退院後生活環境相談員を選任する必要があり、可能な限り速やかに、退院後生活環境相談員として選任された旨を担当する措置入院者及びその家族等に説明すること。

退院後生活環境相談員の業務内容

【入院時の業務】

新たに措置入院又は医療保護入院により入院した者に対して、入院後7日以内に退院後生活環境相談員を選任し、選任された退院後生活環境相談員は速やかに当該入院者及びその家族等に対して以下についての説明を行うこと。

- ・ 退院後生活環境相談員として選任されたこと及びその役割
- ・ 退院に向けて、入院者及びその家族等からの相談に応じること
- ・ 地域援助事業者の趣旨並びに本人及び家族等が希望する場合、病院は地域援助事業者を紹介すること
- ・ 退院等の請求、都道府県の虐待通報窓口等
- ・ 市町村長同意による医療保護入院者の場合、市町村の担当者との面会が速やかに行われるように、入院者本人への説明および市町村担当者との連絡調整を行うこと

退院後生活環境相談員の業務内容

【退院に向けた支援業務】

- ア 退院後生活環境相談員は、入院者及びその家族等からの相談に応じるほか、退院に向けた意欲の喚起や具体的な取組の工程の相談等を積極的に行い、本人の意向を尊重した退院促進に努めること。
- イ 入院者及びその家族等と相談を行った場合には、当該相談内容について相談記録又は看護記録等に記録をすること。
- ウ 退院に向けた支援を行うに当たっては、主治医の指導を受けるとともに、その他当該入院者の治療に関わる者との連携を図ること。
- エ 日頃から、市町村との連絡調整を行うことにより、地域援助事業者を中心とする地域資源の情報を把握し、当該情報を有効に活用できるよう努めること。
また、地域援助事業者に限らず、入院者の退院後の生活環境に関わる者等の紹介や、これらの者との連絡調整について、入院早期から行い、退院後の環境調整に努めること。

退院後生活環境相談員の業務内容

【医療保護入院者退院支援委員会に関する業務】

- ア 委員会の開催に当たって、開催に向けた調整や運営の中心的役割を果たすこととし、充実した審議が行われるよう努めること。
- イ 医療保護入院者が家族等や地域援助事業者、市町村職員等の委員会への参加を希望した場合は、それらの者に対して積極的に出席を求める等の調整を図ること。
- ウ 入院期間が更新される医療保護入院者について、委員会の審議の結果、退院後の地域生活への移行の調整に課題があることが明らかとなった場合には、速やかに市町村又は地域援助事業者に連絡し、当該入院者に係る障害福祉サービス等との連携について検討・調整を行うこと。
その際、入院又は入院期間の更新に同意した家族等とも適切に連携すること。

地域援助事業者の紹介

- 精神科病院の管理者には、入院者又はその家族等の求めに応じて地域援助事業者を紹介することが義務付けられている。
実務においては、退院後生活環境相談員が、入院者又はその家族等に地域援助事業者を紹介することが想定されるが、そのためには、日頃から、市町村や地域援助事業者等と連携することが重要である。
- 入院者から地域援助事業者の紹介の希望がない場合においても、当該入院者が希望する地域生活について聴取するとともに、障害福祉サービス等の利用について、丁寧な説明を継続して行い、後に当該入院者がその利用を希望した場合には、速やかに紹介等を行うことができるよう連絡調整に努めること。
- 地域援助事業者の紹介の方法については、書面の交付による紹介に加え、面会（オンラインによるものを含む。）による紹介やインターネット情報を活用しながらの紹介等により、入院者が地域援助事業者と積極的に相談し、退院に向けて前向きに取り組むことができるよう工夫されたいこと。
- どの地域援助事業者を紹介するかについては、必要に応じて入院者の退院先又はその候補となる市町村への照会を行うこと。居住の場の確保や、退院後の生活環境に係る調整に当たっては、市町村等との協働により、地域相談支援の利用に努めること。また、精神保健福祉センター及び保健所等の知見も活用すること。

地域援助事業者による相談援助

- (1) 地域援助事業者は、入院者が障害福祉サービス等を退院後円滑に利用できる よう、相談援助を行うこと。
- (2) 入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連絡調整等、連携を図ること。
- (3) 相談援助を行っている医療保護入院者に係る委員会への出席の要請があった場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有等に努めること。

法第三十八条の三

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(入院措置時及び定期の入院の必要性に関する審査)

都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による入院措置を採ったとき、又は第三十三条第九項の規定による届出若しくは前条第一項の規定による報告（措置入院者の定期病状報告）があつたときは、当該入院措置又は届出若しくは報告に係る入院中のものの症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

Q:措置入院に関する精神医療審査会の審査の結果、入院の必要性がないとされた場合、当該結果を受けて、必要に応じて都道府県知事は措置の解除をするもの(措置の取消しではない)と解してよろしいか。

A:ご認識のとおりです。

Q:審査会で入院形態の変更が妥当となった場合、措置解除か、行政処分の取消しか。

A:措置解除を行ってください

Q:審査会が「措置入院の必要性がなかった」と判断した場合、都道府県知事は結果に基づいて直ちに入院を解除しなければならないのか。
または、あらためて都道府県又は入院先の精神科病院の精神保健指定医当による診察を行う等の対応をした上で判断しても差し支えないか。

A:精神医療審査会において措置入院が不適切と判断された場合には、直ちに入院を解除する必要があります。

市町村長に医療保護の更新（継続入院）の同意を求めるとき

法第33条第8項の手続きは適用されない。

市長同意の対象となる者

- 次のすべての要件を満たす者

- (一) 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の診察の結果、精神障害者であって、入院の必要があると認められること。
- (二) 措置入院の要件に該当しないこと（措置入院の要件にあてはまるときには、措置入院とすること。）。
- (三) 入院又は入院期間の更新について本人の同意が得られないこと（本人の同意がある場合には任意入院となること。）。

(四) 病院側の調査の結果、以下のいずれかに該当すること。

ア 当該精神障害者の家族等がいずれもない。

イ 家族等の全員がその意思を表示することができない。

ウ 家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない。

➡単に電話に出ないなど連絡が取れないだけでは不十分であり、同意又は不同意の意思表示を行わない旨を明示していることが必要なことに留意すること。

(注) 当該精神障害者について、家族等から虐待・ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）等が行われている又は疑われる場合、「家族等」に該当しない者として取り扱うこと

(注) 応急入院で入院した者については、72時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

(注) 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第29条の規定に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第22条の規定に基づく申請を行うこと。

Q:市町村長同意による医療保護入院について、家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない場合、病院の調査による情報をもとに同意を行うのか。それとも市町村として家族等の意思を直接確認する必要があるのか

A:基本的には病院が把握した情報に基づき事務を実施していただくものと考えますが、当該情報が不明瞭である等、疑義がある場合等については、適切に市町村長同意事務が行われるよう、必要に応じ、市町村から家族等に対する確認をしていただく等の対応をお願いします。

(出典：厚生労働省 令和5年12月19日全国説明会における質問事項及び回答から一部抜粋及び加工)

同意を行う市町村長について

- (一) 本人の居住地を所管する市町村長とすること。居住地とは、本人の生活の本拠が置かれている場所とすること。
生活の本拠が置かれている場所が明らかでない場合においては、住民票に記載されている住所とすること。
- (二) 入院の際に居住地が不明な者については、その者の現在地を所管する市町村長とすること。
現在地とは、保護を要する者が警察官等によって最初に保護された場所等をいうこと。
- (三) 市町村長が同意を行うに当たっては、あらかじめ、決裁権を市町村の職員に委任することができること。

市町村長同意後の事務について

(入院中の面会等)

市町村担当者は、**入院の同意後、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村担当者の連絡先、連絡方法を本人に伝えること。**

なお、市町村長同意直後の面会後も、市町村長同意による入院が継続している間は、継続して面会等を行い、本人の状態、**動向の把握等に努めること。**

また、退院後生活環境相談員と連携の上、**医療保護入院者退院支援委員会に積極的に参加するほか、法第47条の規定に基づき、**必要な情報の提供、助言その他の援助を行い、本人の意思を尊重した上で、退院に向けた相談支援につなげること。

上記の業務を担当する者は、患者の退院に向けた調整をすることが期待されていることから、精神保健福祉に関する研修や精神保健福祉相談員講習会等を受講した者が望ましい。

さらに、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）が法第35条の2の規定による**入院者訪問支援事業**を実施している場合には、面会時にリーフレット等を用いて当該事業について紹介すること。

なお、本人が当該事業を利用する旨について都道府県への連絡を希望した際には、訪問が速やかに実施されるよう、都道府県に確実にその旨を伝達すること。

(注) 本人が**遠隔地の病院に入院した場合には、市町村間で連絡を取ってその状態や動向等の把握に努めること。**

3 - ③ 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

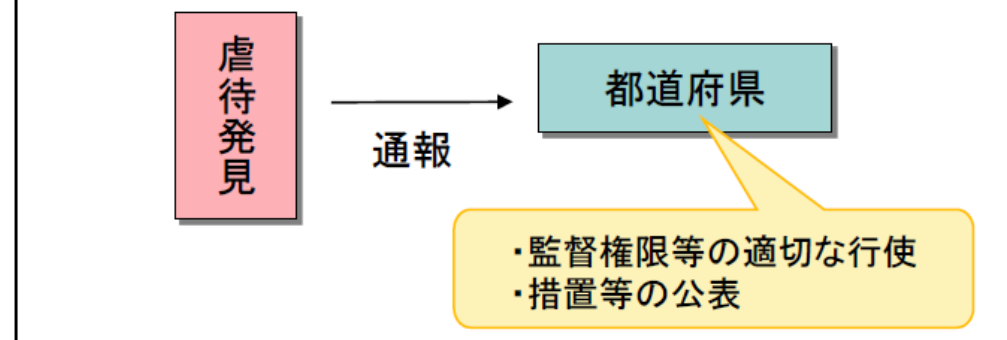
現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

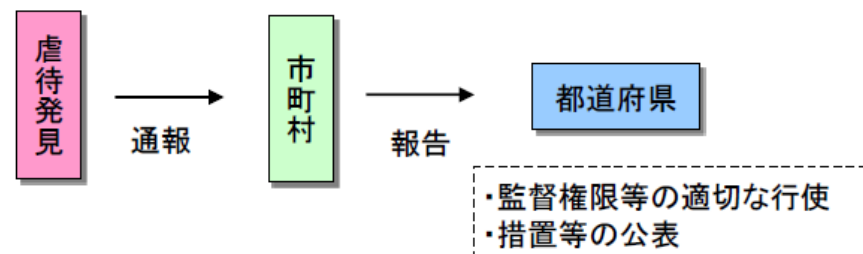
見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。
 - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
 - ② **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける**（※）。
あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
 - ③ **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
 - ④ **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

通報の仕組み



※ 障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。
虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい組織風土の醸成等を図り、障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。



第四十条の二

(虐待の防止等)

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(新設)

精神科病院の管理者は、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止に関する意識の向上のための措置、当該精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」）その他の関係者に対する精神障害者のための研修の実施及び普及啓発、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置その他の当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第二項

指定医は、その勤務する精神科病院の管理において、前項の規定による措置が円滑かつ確実に実施されるように協力しなければならない。

第四十条の三

(障害者虐待に係る通報等)

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(新設)

精神科病院において業務従事者による障害者虐待（業務従事者が、当該精神科病院において医療を受ける精神障害者について行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう）を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならない。

第一号

(※略) 障害者虐待防止法第二条第七項各号（第四号を除く）のいずれかに該当すること。

- ・ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ・ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ・ 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

第二号

精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第二条第七項第一号から第三号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

第四十条の三

(障害者虐待に係る通報等)

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(新設)

第二項

業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができる。

第三項

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項においても同じ）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第四項

業務従事者は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない

第四十条の四

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(秘密保持義務)

(新設)

都道府県が前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第四十条の五

(報告徴収等)

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(新設)

厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、(※略)通報若しくは(※略)届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に、精神科病院に立ち入り、診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に変えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む)を検査させ、若しくは当該精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができる。

第二項

(※厚生労働大臣が指定医登録研修機関に対して必要な限度において検査等させることができる規定により)立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない、**権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない**、との規定を準用する。

第四十条の六

(改善命令等)

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(新設)

厚生労働大臣又は都道府県知事は、第四十条の二第一項の必要な措置が講じられていないと認めるとき、(※略)虐待通報若しくは届出に係る精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認めるときは、当該精神科病院の管理者に対し、措置を講ずるべき事項及び期限を示して、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずることができる。

第二項

都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神科病院の管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第三項

厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神科病院の管理者が第一項の規定による命令に従わないときは、当該精神科病院の管理者に対し、期間を定めて精神障害者の入院(任意入院、医療保護入院、応急入院)に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

第四項

都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

第四十条の七

(公表)

(※条文を解りやすいように言換部分あり)

(新設)

都道府県知事は、**毎年度**、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があつた場合に**採つた措置その他厚生労働省令で定める事項**を公表するものとする。

※虐待を行なつた業務従事者の職種とする。

(厚生労働省令第百四十四号 第二十二條の二の一)

Q: 虐待防止措置を行う対象として、診療所・クリニックも含まれるのか。

A: 診療所・クリニックは含まれません。

Q: 精神科病院に介護医療院や医療療養病床等が併設されている場合がある。これら精神科病床以外の病床における患者虐待の通報や届出があった場合、精神保健福祉法が適用されないため、どの法令に基づいてどの窓口や機関と連携すべきか。

A: 精神保健福祉法が適用されない場合については、医療法や障害者虐待防止法等における取扱いに沿ってご対応をお願いします。

Q: 精神保健福祉法に基づき虐待認定を行った案件について、市町村へ情報共有する義務があるか。

A: 義務はありません。

(出典：厚生労働省 令和5年12月19日全国説明会における質問事項及び回答から抜粋)

Q: 精神保健福祉法第40条の3の障害者虐待に係る通報等について、精神科病院への外来患者も対象に含まれるのか。

法第40条の3では「当該精神科病院において医療を受ける精神障害者」が対象とされているため、対象者は外来を含むと解釈できるが、精神科病院における虐待防止対策に係る事務取扱要領では、「当該精神科病院において入院医療を受ける精神障害者」が対象とされている。

また、都道府県が行う公表について、外来患者に関するものも対象となるか。

A: 事務取扱要領においては、虐待が懸念される対象として、主に精神科病院における入院患者を想定しています。

一方、御指摘のとおり、法第40条の3の規定を踏まえ、精神科病院の外来患者に関する通報等があった場合は、都道府県が行う公表についても、当該通報等の件数を計上してください。

Q: 通報に基づき、都道府県が中核市に所在する精神科病院に対して立入検査をする場合、中核市保健所の同行を求めることとしてよいか。精神科病院に対する通常の立入検査は中核市保健所が実施しているため、情報共有が必要である。

A: 差し支えありません。

Q: 緊急を要する場合には都道府県から警察へ通報してもよいか。併せて、警察と都道府県の虐待対応における区分けが具体的にあるか。

A: 事件性が疑われる場合は、適宜、警察とも連携し、対応いただくようお願いします。

Q: 医療観察法による入院(医療観察病棟への入院や、一般の精神科病棟における鑑定入院)に係る通報・届出があった場合、精神保健福祉法に基づく対応ができないため、連携すべき窓口・機関をご教示ください。

A: 「指定入院医療機関の業務従事者による医療観察法入院対象者への虐待を発見した場合の通報先について(周知)」(令和6年1月18日障精発0118第2号)において、医療観察法に基づく指定入院医療機関において業務従事者による虐待を受けたと思われる入院対象者を発見した場合の通報先については、管轄区域に応じた各厚生局の医療観察法担当部署が通報先となる旨通知しています。なお、医療観察法に基づく鑑定入院中の精神障害者について、精神科病院において業務従事者による障害者虐待が生じた場合は、精神保健福祉法の適用対象となります。

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）



- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

入院者訪問支援事業の経緯・目的

医療保護入院や措置入院など、本人の同意に基づかない入院により治療を行っている患者については、平成25年精神保健福祉法改正法の附帯決議(平成25年5月30日参議院厚生労働委員会)において、その意思決定及び意思表示について代弁を含む実効性のある支援の在り方について早急に検討を行うこととされており、これまでモデル事業や調査研究等を通じて、支援の在り方やその手法について検討されてきたところである。

他方で、家族等がない場合の市町村長同意による医療保護入院者については、医療機関外の者との面会がなく、本人の孤独感や自尊心低下が顕著となり、人権擁護の観点から望ましくない。

このため、都道府県等を中心として、市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する相談等に応じて、患者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

市町村における精神保健に関する 相談支援体制の整備

精神保健に関する相談支援についての省令事項

法律改正の概要

市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

改正後の精神保健福祉法の条文

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

（精神障害者等に対する包括的支援の確保）

第四十六条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等(精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるもの(精神障害者を除く。))として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。)の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

（相談及び援助）

第四十七条 （略）

5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

省令の具体的内容

- 第三十一条 法第四十六条の厚生労働省令で定める者は、保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活に係る精神保健に関する課題を抱える者とする。

精神保健に関する相談支援体制の整備についてお願いしたいこと

都道府県の皆さんにお願いしたいこと

今から…

- 市町村の精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備への協力と
- 市町村のバックアップ体制の強化をお願いします！

☆これからも、今まで都道府県の皆さんが実施してきた精神保健に関する支援や取組に変わりはありません。

☆しかし、より充実した相談支援体制整備には、下記のような特性を、それぞれ活かす必要があります。

【市町村】

福祉・介護・母子保健等の支援の主体であることから、精神保健と他分野の複合的なニーズへの対応

【都道府県】

医療機関との連携を行いやすく、重症者や複雑困難なニーズへの対応

☆都道府県には、精神保健医療福祉上のニーズを有する方のニーズや地域課題を把握した上で、自ら行う相談支援のみならず、

- 専門性を要する精神障害者等への個別支援での協働
 - 市町村で相談支援を担う人材向けの研修の開催
- など、市町村への支援や協働に、一層取り組んでいただくようお願いします！

市町村の皆さんにお願いしたいこと

今から…

精神保健に関する課題を抱える住民への相談支援体制の整備

をお願いします！

より多くの、地域で潜在化している「本当は支援を必要としている方」へ支援を届けられる体制にしていましょ。

☆既に、多くの市町村において、様々な相談支援の場面で「メンタルヘルス」の相談にご対応いただいている現状があります。

☆複合的なニーズへの個別支援は、住民に身近で、福祉・母子保健・介護等を担当している市町村だからこそできるものです。

☆法改正を機に、

- ・都道府県の担当部局との連携
- ・庁内保健師の人材育成や配置
- ・精神保健に関する相談支援の体制

「現状はどうなっている?」「何が我が市町村の強み?」「何が足りない…?」等、地域の状況を整理し、引き続き、精神保健相談支援の体制整備をお願いします！

具体的な方策は？

⇒前ページの報告書も参考に

ご清聴ありがとうございました